

令和5（2023）年9月29日開催

令和5年度

柏崎市農業委員会 第25期 第4回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第4回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年9月29日（金）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）
議第6号 令和5（2023）年度柏崎市農業委員会の意見書について
議第7号 令和5年度農地パトロール（案）について
議第8号 柏崎市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前9時30分

山崎事務局長

ただ今より、第4回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。欠席報告1人。現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。また農地利用最適化推進委員の出席は24人です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、4番 高橋 忠、16番 灰野 善栄委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉田主事

それでは、議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について御説明いたします。

申請番号1 山口地内、2筆、畑、計623㎡。自作地の贈与。経営の見直し。無償です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 西山町五日市地内、畑、167 ㎡。車庫。第 2 種でございます。

本件につきまして、申請者は申請地の隣接地に居住しており、平成 19 年頃から申請地に車庫を建築し、利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 穂波町地内、田、164 m²。貸駐車場。第 3 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が一般個人住宅を建築する予定でしたが、家庭の事情により計画が中断となっていました。その後、申請地につきましては、近隣住民の希望により、申請者が昭和 45 年頃から貸駐車場として整備し、利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認承認を求めるものです。あわせて、承継者が貸駐車場を引き継ぐ計画となっております。議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 穂波町地内、田、164 m²。貸駐車場。第 3 種でございます。

議第 3 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものであり、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 西山町尾野内地内、田、90 m²。一般個人住宅。第 2 種でございます。

本件につきまして、渡人の孫である受人が、申請地及び隣接する渡人所有の宅地の一部を

利用し、使用貸借権の設定により、一般個人住宅の敷地として利用するものです。

申請番号3 上方地内、田、242 m²。一般個人住宅。第2種でございます。

本件につきまして、渡人の息子である受人が、使用貸借権の設定により、申請地を一般個人住宅の敷地として利用するものです。

申請番号4 藤井地内、4筆、畑、計391.61 m²。資材置場。第2種でございます。

本件につきまして、受人が所有する資材置場に隣接する申請地において、受人が令和5年から、大字〇〇地内のほ場整備に係る工事用土砂を保管していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。現在保管している土砂につきましては、令和5年11月末までに搬出する予定となっておりますが、その後も工事用の大量の土砂を保管する必要があるため、既存の資材置場では必要面積を確保できないことから、申請地を利用する計画となっております。

申請番号5 高柳町岡田地内、3筆、田、計137 m²。倉庫。第2種でございます。

本件につきまして、受人は、高柳町地内における土木建築工事業務において、資材や重機を保管するための倉庫を必要としていることから、申請地及び隣接する宅地を倉庫敷地として利用するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

農地法第4条許可申請から第5条許可申請の内容について、追認許可が非常に目立っております。農地法の申請許可の必要性について説明するようにしてください。

では、御意見御質問がなければ質疑を終了いたします。議第4号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第4号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）、（県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（5 筆）2,222.00 m²。9、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 5（2023）年 10 月 18 日。農用地利用集積計画の明細は、別紙明細のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 令和 5（2023）年度柏崎市農業委員会の意見書について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第 6 号 令和 5(2023)年度柏崎市農業委員会の意見書について、御説明いたします。

この意見書案の提出に当たりましては、これまで農政会議を 2 回、運営会議を 2 回開催し、協議を重ねてまいりました。項目とともに、要点も併せて説明いたします。

1、農業経営改善の充実、(1) 担い手への農地の集積・集約化。農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変えて法定化され、令和 5(2023)年 4 月 1 日から施行されました。それを実りあるものとするためには、農地の集積・集約化を推し進める必要があります。都市計画を再検討するなどし、新たなゾーニングを施した上で、存続させるべき必要な農地を見極め、コスト削減や作業効率の観点から面的集積を一気呵成に進める必要があると考えることから、その推進を支援するための助成制度の創設を要望します。

(2) 担い手・後継者の育成。これまで農地の集積・集約化を進めてきた担い手に対し、例えば、農地管理等に係る経費への補助制度の拡充を図るとともに、さらに充実した支援措置を整備すべきことを求めます。

また、新たな担い手の確保のため、新規就農のきっかけとなる農業体験制度や、新規就農を目指す方へは、例えば、就農後の 2、3 年は腰を据えて従事できるような、加えて、親元就農に対しては、今ある経営体が継続、発展していくための、経営体の必要性を捉えた資金援助策の充実・強化を要望します。

(3) 安定的な営農活動への支援。地域の農業者が安全に作業を行えるための要望です。特に今年は、気候変動による今夏のような渇水対策の内容を加え、生産資材及び燃料費等の価格高騰により、営農の継続に支障が生じることのないよう、継続した支援策の実施を要望します。

2、農業への理解の促進と農業の魅力の発信、(1) 市民へのさらなる周知。農地が、多面的機能を併せ持つことは周知のとおりです。そして、その農業に存在する、市場では評価できない豊かさを地域住民は享受していることを、市民の皆様に理解をより深めてもらいながら、その恩恵を地域社会全体の宝物として、皆で支えていこうという「市民合意」を形成することが必須であることを訴えます。さらに、異業種（商工観学）で意見交換ができる場の設定など、市民との交流の接点を増やし、農業への理解を深めた上で、共に発展が図られる取組をお願いします。

(2) 地消地産の推進。将来にわたって、市民に安心・安全な地場産農産物を持続的に提供していくことは大変重要で、衆目の一致するところです。また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに端を発する輸出制限等による食料危機は、記憶に新しく、今後当市にこのような有事が襲ってきたときに、既に農産物を生産できない事態に陥っており食料を賄

えないという事態は、「食料安全保障」の観点からして、何としても避けなければなりません。そして、農業者にとって、消費に結びつかない生産は、幾ら大量に収穫できたとしても残念ながら経営的に意味がないものになってしまうことから、将来に向けて、地域経済の好循環を促す施策の創設を求めます。

(3) 農業の魅力の発信。農業経営のメリット、そして、農業に魅せられた経営者等の声を広く届けてもらえる機会を設けてもらえることを希望します。

3、有害鳥獣対策の強化と里山整備への取組。市当局の農作物への有害鳥獣の被害防止対策についての敬意を表すとともに、これからも個体数減少に向けた捕獲体制の強化を図るとともに、防護柵の設置、電気柵の更新、わな猟免許取得などの有効な補助事業の展開を引き続きお願いします。さらに、有害鳥獣の問題は、森林の在り方と大きく関わりを持つことから、林業分野と連携した「里山整備事業」への取組を強く望むところです。

4、農業委員会の予算。地域計画のうち、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定める「目標地図」を、農業委員会が作成するとされていることから、そのための財源を確保するとともに、農業委員会活動への適切な予算措置をお願いします。

説明は以上となります。また、御承認をいただいた意見書は、10月25日（水）午後1時30分から市長に提出する予定です。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの議案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－議長との声あり－

No.11 灰野 善栄農業委員

2(1) 担い手への農地の集積・集約化の中の「都市計画を再検討などし、新たなゾーニングを施した上で、存続させるべき必要な農地を見極める」とはどういう意味でしょうか。

No.3 安野 検一農業委員

まずこの意見書は、農政会議で検討した内容で作成しました。都市計画は農地を含めて考えるべきだということです。都市計画の中で農地の取扱いは、農業委員会及び農政担当課がゾーニングしているのが現状です。行政の縦割りで計画するのではなく、それぞれの担当課と一緒に意見交換しながら計画し、市全体として土地の利用について考えて欲しいということです。

No.11 灰野 善栄農業委員

考え方は分かりました。

議長

補足ですが、都市計画に参画した際には、残念ながら住宅地、工業地、商用地のゾーニングしか考えてないように見えました。安野農業委員の言うように、農地を含めた新たなゾーニングをした上で、都市計画を再検討して欲しいと思っております。

議長

ほかに御意見御質問はありませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。意見書の作成にあたっては、農政会議の委員の皆さまへ感謝申し上げます。

議長

続いて、「議第 7 号 令和 5 年度農地パトロール（案）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 13 ページから 18 ページを御覧ください。議第 7 号 令和 5 年度 農地パトロール（案）について、御説明いたします。委員の皆様からは、例年、農地パトロールに御尽力いただき、大変ありがとうございます。

農地パトロールにつきましては、全国版の実施要領に基づき、本市農業委員会として実施方法を定めております。本市農業委員会の実施方法の概要としましては、議案書の 14 ページから 15 ページの「柏崎市農地パトロール実施要領」に、具体的な実施方法としましては、議案書 16 ページから 18 ページの「農地パトロールの具体的行動計画」に、案をお示しさせていただきました。内容につきましては、基本的には昨年度と同様となっておりますが、2 点変更がございます。1 点目は、パトロール月間です。昨年度は、7・8 月としておりまし

たが、今年度は委員の改選により、10・11 月に変更としました。2 点目は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により「人・農地プランの実質化」を「地域計画の策定」に変更しております。柏崎市農地パトロール実施要領につきましては、変更点を踏まえ、議案書をお読み取りいただければと思います。

農地パトロールの具体的行動計画について、要点を絞って御説明させていただきます。議案書の 16 ページを御覧ください。

1、趣旨につきましては、農業委員会の必須業務である「農地利用最適化」の確実な取組を実施するため、「農地パトロール月間」を設定し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消や農地の違反転用発生防止対策等について集中的に取り組むこととするもので、農地法第 30 条の利用状況調査と一体的に行うこととしています。

2、目的につきましては、御覧の内容「遊休農地の実態把握と是正指導」、「農地の違反転用の早期発見と是正指導」、「農地への不法投棄の早期発見と是正指導」の 3 つとしております。このうち、「遊休農地の実態把握と是正指導」につきましては、遊休農地に加え非農地の把握も含まれており、農地法第 30 条に基づく「利用状況調査」と一体的に行うこととなります。「農地の違反転用の早期発見と是正指導」及び、「農地への不法投棄の早期発見と是正指導」につきましては、委員の皆様による早期発見及び是正指導をお願いします。特に違反転用に関しては、工事の中止や現状復旧等の命令に従わない場合、個人にあっては 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金が、法人にあっては 1 億円以下の罰金といった厳しい罰則が科されるほどの重大な違法行為ですので、御留意ください。

3、実施期間につきましては、例年、農繁期を避け、7 月から 8 月としておりましたが、今年度の実施期間は、10 月 1 日から 11 月 30 日までを計画しております。

4、調査対象土地につきましては、基本的には市内全域の農地となりますが、実際の調査個所については、各班において選定をお願いします。

5、遊休農地及び非農地の区分につきましては、表のとおりとなっております。遊休農地は、①人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地等（以下「草刈り等」という）を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地、②草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地、③その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地の 3 区分となっております。②、③については、現場での判断が難しいと思われるので、実際は①に該当するかどうかで遊休農地を判断することとなると思われます。

御留意いただきたい点として、耕作はされていなくても年間 1 回は草刈りをする等の維持管理がされているような農地は、遊休農地として扱う必要はないと考えます。遊休農地と

判定された農地については、農地法第 32 条に基づき、所有者等に対し、判定後直ちに利用意向調査を行い、回答期限までに回答が得られない場合は、農業委員または推進委員が直接訪問等を行うほか、所有者等から意思の表明がない農地については、最終的に勧告を実施するなどの強い措置を講じることとなります。

非農地につきましては、農業委員または推進委員が 3 人以上で現地調査を行い、既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地と判断した場合、非農地とすることができます。遊休農地と違い、非農地の所有者等には利用意向調査や勧告等はいりません。以上の点を踏まえて、慎重な判断をお願いいたします。

続きまして、議案書 17 ページの「6 実施方法」を御覧ください。(1) 農業委員及び推進委員が地区別に班編成をしてパトロールを行います。班編成につきましては、議案書 18 ページの「9 地区別パトロールの班編成」を御覧ください。前回の総会でお示した内容と変更はありません。内容は昨年と同様となっております。各班のリーダーについては、班のメンバーで決めていただきます。班長が決定している班については、総会后、事務局まで御報告をお願いします。本日の決定が難しい場合は、10 月 6 日（金）までにお知らせください。また、各班の農地利用最適化推進委員の一番始めに記載がある方を、仮の班長とさせていただき、農地パトロールに必要な物品や書類を紙袋に入れてお配りしてあります。内容は、航空写真等が綴ってある青いチューブファイル、書類が入ったクリアファイル、画板、ホワイトボード、タブレット型端末機一式の 5 点となっておりますので、御確認をお願いします。この度、初めて貸与するタブレット型端末機については、今年度の農地パトロールにおいて活用は必須としません。操作方法等については、総会後の事務連絡にて説明させていただく予定です。

(2) 班内で分散してパトロールを行う場合は、農業委員または推進委員が 3 人以上でまとまって実施していただきます。これは、先ほど申しました非農地の判断を行うためです。南鯖石地区の班については、人数が 2 人となっており 3 人に満たないことから、必要に応じ、中鯖石地区の班と協力・連携して対応をお願いします。

(3) 目に見える活動を図るため、「腕章、キャップ、ゼッケン」を着用します。

(4) パトロールの際は農地パトロールマグネットシートを車に装着します。ただし、装着による車への傷や跡が残るなどの恐れもありますので、マグネットシートの装着は任意とさせていただきます。本日の配布物品には入っていないので、御希望の班は総会后に事務局にお申し出ください。

(5) 農業委員及び推進委員の活動の様子及び調査対象土地をデジタルカメラで撮影し、事務局が配布した航空写真に「調査対象土地」、「撮影地点」及び「現況」の記入をお願いします。航空写真につきましては、令和 2 年度に撮影したものです。農地は赤枠で示してお

り、地番があるものとないものの2種類が綴っておりますので、使いやすい方を利用してください。農地の表示につきましては、平成29年度時点の農地台帳の情報を基にしております。転用許可や非農地証明、平成29年度以降の圃場整備等の情報は反映されておりませんので、申し訳ございませんが御承知おきください。航空写真に記入いただく「現況」につきましては、「遊休農地①」、「遊休農地②」、「遊休農地③」、「非農地」、「違反転用地（内容）」、「不法投棄地」との6区分に分けて航空写真への記入をお願いします。遊休農地①から③につきましては、議案書16ページの「5 遊休農地及び非農地の区分」によるものです。

(6)パトロール実施後、または実施中でも結構ですが、「農地パトロール実施結果報告書」及び「農地パトロール結果（個票）」に調査結果の記入をお願いします。記載の際、地番に誤りがないように注意してください。別の人に通知する可能性があるため、再度確認をお願いします。また、具体的行動計画には記載していませんが、「令和5年度 農地パトロール（利用状況調査）記入票」という書類も紙袋の中に入っていますので、こちらも併せて記入をお願いします。農地パトロール終了後は、議案書の「7 事務局への提出書類等」に記載のもの及び、「令和5年度 農地パトロール（利用状況調査）記入票」を、12月8日（金）までに事務局に提出してください。なお、撮影した写真データの提出方法につきましては、特に形式は問いませんが、例えばSDカードやCD-R等で提出いただき、事務局でデータを保存後に返却させていただきます。今年度からは、タブレット端末機での撮影もできます。その場合は、写真データの提出は必要ありません。農地パトロール終了後、タブレット端末機を返却していただきます。提出書類等につきましては、各班のリーダーの方にお配りした紙袋の中のクリアファイルに入っている、「配布物品一覧表」にもまとめて記載してありますので、御確認ください。また、本日お配りしましたカラー両面刷りの「7月、8月は農地パトロール強化月間です」というチラシも参考に御覧ください。実施期間については読み替えをお願いします。

最後に、農業委員会だより等での掲載用に、パトロール中の写真データの提供もお願いしたいと思います。御協力をお願いします。また、パトロール中の事故やケガ、イノシシやクマ等についても十分御注意をお願いいたします。説明は以上となります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－議長との声あり－

No.9 堀 正則農地利用最適化推進委員

パトロールを行うには農業委員等が3人以上で非農地等の判断となるということですが、

3 人の意見が一致しなければならないのか又は 5 人のうち 3 人の判断でよいのか教えてください。

大橋係長

非農地判断については、3 人以上の農業委員等の判断が必要なので、少なくとも 3 人の判断が一致する必要があります。また、遊休農地の判断については人数の取り決めはないので、班の中で判断していただければと思います。

No.3 安野 検一農業委員

3 人編成となっている班がありますが、日程調整できず 3 人でパトロールできない場合は、事務局や他の班から協力いただけるのか教えてください。

大橋係長

非農地判断については、農業委員又は農地利用最適化推進委員の 3 人以上となりますので、事務局職員は含まれないため、判断に加わることはできません。しかし、他の班からの応援については可能ですので連携をとっていただき御対応ください。

No.9 堀 正則農地利用最適化推進委員

農家組合長と一緒にパトロールするのは可能でしょうか。

和田主任

可能ですので、お声かけていただき一緒にお願いいたします。

議長

ほかに御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 8 号 柏崎市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議第 8 号 柏崎市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について御説明いたします。

議案書 19 ページを御覧ください。昨年 9 月にタブレット端末が導入されたことに伴い、今後農業委員会内で運用していくための基準を定めるものです。

20 ページを御覧ください。第 1 条と第 2 条は目的と定義を定めたものであります。第 3 条では端末機の貸与について、第 4 条ではその取扱いについて、第 5 条ではアカウントの取扱いについて定めております。貸与端末機については良識ある使用を心がけていただき、被害や損失等が発生した場合は、速やかに会長に報告するものとしております。第 6 条では個人情報の取扱いについて定めております。個人情報を農業委員会の活動にのみ利用すること、個人情報を機密として厳重かつ適切に取り扱うものとし、第三者に提供又は漏えいしないものとしております。第 7 条では禁止事項について定めております。貸与端末機の改造や交換等、現在の環境を変更するような行為や SNS や掲示板等への投稿などを禁止事項としております。第 8 条では会議中の使用における禁止事項について定めております。当面は会議内での使用の予定はありませんが、今後会議においてタブレットを使用する機会を想定して定めております。第 9 条では違反行為に対する措置について、第 10 条では遵守事項を定めております。

23 ページは、「貸与端末機借用申請書」、24 ページは、「貸与端末機の機能等変更申請書」となっております。この運用基準の施行日につきましては、本総会日である令和 5 年 9 月 29 日からとするものであります。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

No.3 安野 検一農業委員

6 条 2 項の個人情報の取扱いについてですが、タブレット端末機に入っている個人情報は何を想定しているのでしょうか。また、委員の職を退いた後も第三者に提供、漏えいし

ないものとするとなっていますが、農業委員を退いた後も必要なのでしょうか。

吉田主事

現状の個人情報については耕作者の氏名及び住所を想定しており、今後会議等でタブレット端末機を使用する際は、会議資料等に記載してある個人情報が対象になると想定しております。また、職を退いた後も引き続き取扱いに注意していただきたいと思います。

No.3 安野 検一農業委員

タブレット端末機に入っている個人情報は、耕作者の氏名や住所のことだけでよいのでしょうか。

大橋係長

土地の所有者情報については、登記事項であれば、原則公開情報であります。ただし、耕作者情報については、登記事項ではなく非公開情報となるため、個人情報に該当します。また、今後連絡事項等でタブレット端末を使用することになった際の個人情報の取扱いについても、御注意いただきたいと思います。

No.3 安野 検一農業委員

農業委員を退いた後も継続していくのは厳しいと感じますが了承しました。

大橋係長

委員を退かれた後も、引き続きお願いしたいと思います。また、委員の皆さまで個人情報と判断できない場合は、事務局にお問合せください。

No.11 灰野 善栄農業委員

タブレット端末機は現在何台所有し、今後追加導入の予定はあるか教えてください。

吉田主事

現在 13 台所有しており、今後の購入予定はありません。農地パトロールの 12 班に各 1 台ずつ貸与し、残りの 1 台は事務局に配備しています。

No.11 灰野 善栄農業委員

分かりました。

No.3 安野 検一農業委員

各班の班長はいつまでに報告するのでしょうか。また、タブレット端末機は農地パトロールの班長に貸与となり、貸与申請書は班長が記入することになるのでしょうか。

和田主任

各班の班長の報告については、10月6日（金）までに御報告ください。既に決定している班については総会后、事務局までお知らせください。また、タブレット端末機は、便宜上仮の班長にお渡ししてあります。各班で班長が決まり次第、追って貸与申請書を御提出いただき、タブレット端末機も班長が所持していただければと思います。

No.11 灰野 善栄農業委員

今後、班長会議は予定されていますか。

和田主任

班長会議の開催については予定しておりませんが、必要に応じ開催することも考えたいと思います。

No.14 金子 武彦農業委員

タブレット端末機の操作研修を受けていませんが、操作方法は難しいのでしょうか。

和田主任

タブレット端末機のケースの中にマニュアルを入れてありますので、操作研修を受けている農地利用最適化推進委員と一緒に操作をお願いします。操作において不明な点については、いつでも事務局までお問合せください。

No.15 阿部 淳一農業委員

農地パトロールの報告についても、タブレット端末機での報告になりますか。

和田主任

農地パトロールの報告については、例年同様に紙ベースでの報告となりますが、タブレット端末機での報告も併用して行っていただいても結構です。紙ベースでの報告は必須となりますので、よろしくお願いします。

No.15 阿部 淳一農業委員

分かりました。

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 8 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 8 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

事務局から、その他事項をお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午前 11 時

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員

署名委員
